

平成26年度
島しょ型環境システム海外展開推進事業
補助金
公募要領

【受付期間】

平成26年5月14日（水）～平成26年5月30日（金）[15時必着]

沖縄県

（事業管理支援法人：一般財団法人南西地域活性化センター）

目 次

I. 事業概要	
1. 目的	1
2. 対象となる事業要件	1
3. 事業の仕組み	2
II. 応募の要件	
1. 提案企業の構成・要件	3
2. 事業総括責任者等の設置	3
3. 事業期間	3
4. 補助率及び補助金額	3
5. 補助対象経費	4
III. 応募方法	
1. 提出方法	5
2. 採択審査	6
IV. その他	
1. 本公募に係るスケジュール	8
2. 説明会の開催	8
3. 秘密の保持	8
4. その他の留意事項	8

I. 事業概要

1. 目的

本事業は、県内中小企業が実施する廃棄物や水処理、新エネルギー生産等環境関連の事業に係る海外展開の取組を支援することで、県内中小企業の振興を図る。

2. 対象となる事業要件

本事業で対象とする廃棄物や水処理、新エネルギー生産等の環境関連の事業は、沖縄の環境問題（自然環境破壊等）の解決の手段となっている製品や技術である。これら沖縄で抱える環境問題は、都市化など発展が進みつつある大洋州など島嶼地域も同様に抱えている課題でもある。

これらの製品や技術は、日本本土にはない島嶼地域ならではの製品や技術が多く見られ、地勢・地理的環境が沖縄と類似する大洋州など島嶼地域への適応は、日本本土と比べ、比較的容易と考えられる。

しかしながら、これらの技術・製品は地域のマーケットを対象に自社のサービスを成り立たせるためのものが多く、技術・製品の輸出では直接企業に利益をもたらさないものが大半である。

一方、「世界に開かれた交流と共生の島」、特に、「国益・地球益に寄与する地域として、世界の島嶼地域における環境、防災技術の発信などの国際貢献を進めている沖縄」が沖縄 21 世紀ビジョンで掲げられている。具体的な展開としては、「アジア・太平洋地域の共通課題に対して、情報発信、技術移転、プロジェクトの実施を通して、国際的な協力・貢献を積極的に行う」とある。

このような背景より、本事業は沖縄県内企業の振興という目的を幅広く捉え、海外の島嶼地域の企業等との環境関連技術交流も踏まえた展開も考慮する必要がある。

このため、以下の要件を満たす提案に対し審査を行い採択された案件に対し補助をおこなう。

- 補助対象 : 沖縄県内に本社のある中小企業で、提案するシステムやサービスを自ら実施しているところ。(複数企業の共同体も可。)
- 対象分野 : 環境関連分野 (廃棄物や水処理、環境保全、新エネルギー等)
- コンセプト : 県内で開発・改良されてきた島しょ地域ならではの製品や技術を、沖縄と同様な環境問題を抱える海外島しょ地域へ展開する。

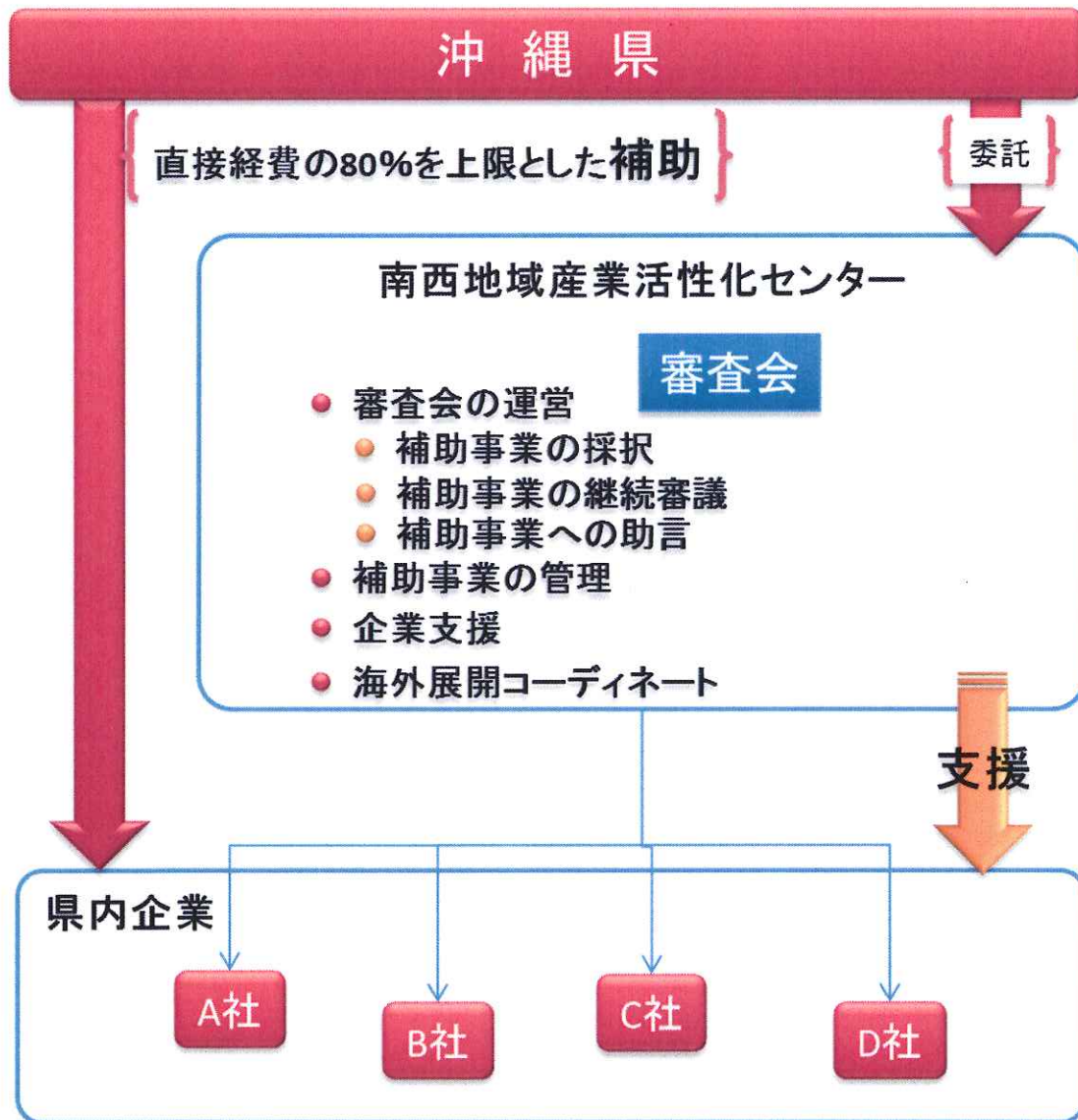
※ 既に国、県等（独立行政法人等の外郭機関を含む）の実施する事業に応募中の案件は、提案書にその有無を記載すること。

3. 事業の仕組み

2の事業要件を満たす事業者に対し、その事業に係る経費の一部を補助することにより、廃棄物や水処理、新エネルギー等環境関連の事業に係る海外展開の取組を推進するものとする。

補助対象となる事業については、本公募要領に基づき提出される提案書を一般財団法人南西地域活性化センターに設置する審査会において審査し、選定するものとする。

選定された事業者は、沖縄県に対し補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてから事業を実施するものとする。



II. 応募の要件

1. 提案企業の構成・要件

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 本事業の目標達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 本事業を遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 本事業で必要とする措置を適切に遂行できる事務処理体制を有していること。
- (4) 本事業から得られた事業成果の実用化を図る計画及びその実現について実行可能な事業者であり、それぞれの責任と役割を明確にしていること。

2. 事業総括責任者等の設置

(1) 事業総括責任者等の設置

事業を統括する事業総括責任者を設置して下さい。なお、共同体での提案の場合、提案代表となる機関に事業総括責任者を設置、共同体を構成する委託・共同研究機関における事業責任者を設置して下さい。

事業総括責任者には、本事業終了後も、当該事業成果についての調査等にご協力していただきます。

(2) 統括連絡担当者の設置

経理処理を含めた事務的事項について、事業の調整・とりまとめ、総合的な連絡窓口となる統括連絡担当者を設置して下さい。なお、共同体での提案の場合、提案代表となる機関に設置して下さい。

3. 事業期間

全体事業計画 : 原則1年以内(平成26年度)

: 交付決定日～平成27年3月13日まで

4. 補助率および補助金額

補助率については、補助対象経費の8/10以内となります。

本年度の補助金額は1件あたり1,000万円を上限とします。なお、審査会での結果等より補助金額が変更となる可能性があります。

補助率 : 8/10以内(ただし人件費【労務費】は対象外)

補助金額 : 1件当たり最大1,000万円/年

5. 補助対象経費

補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

補助対象経費は、交付決定日以降に着手する事業（発注を含む）に必要となるものに限ります。また、補助事業者 および実質支配下にある企業から調達並びに自社製造する場合は、利潤を含めることはできません。

なお、消費税および地方消費税は原則として補助対象経費から除外させていただきます。

補助対象経費の費目、細目、補助率は、次表のとおりです

費用	細目	補助率
I 事業経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	8/10
	2. 旅費 ① 補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員旅費、滞在費、交通費。 ② 研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。	
	3. 外注費 製品・サービスの改良、分析等や展開国でのニーズ調査等に係る費用。	
	4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、商談会等参加費等。	
II 委託費・共同研究費	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外 の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記 I に定める項目に準じて行う。 ※委託費・共同研究費への人件費計上はできません。	8/10

※ 消費税および地方消費税については、原則として補助対象経費から除外するものとする。

III. 応募方法

1. 提出方法

応募は、公募要領に従い提案書を作成し、応募期間内に郵送又は持参にてご提出下さい。

なお、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けられません。

(1) 提案書受付期間

平成26年5月14日(水)から平成26年5月30日(金)

時間：10時～12時、13時～17時(但し、5月30日は15時となります。)

(2) 提出書類

提案書(様式1～5)はA4サイズ、9部(正1部、副(正のコピー)8部)とし、それぞれを左肩上ステープル綴じ及び左側2穴パンチで提出してください。

- ・ 様式1：事業提案書〔表紙〕(1枚)
- ・ 様式2：事業提案書〔要約版〕(1枚)
- ・ 様式3：事業提案書〔本文〕(10枚以内)
- ・ 様式4：事業総括責任者 経歴書(1枚)
- ・ 様式5：主な従事者 経歴書(任意。ただし1枚/人)

提案書には、各機関(共同研究体の場合、全機関)について、次の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・ 直近の営業報告書(3年分)
 - ・ 組織の説明書(当該技術に関する事業部、研究所のパンフレット等)
 - ・ 様式6：提案書受理票
- ※ 営業報告書について、設立後1年未満の会社は、直近の営業状況がわかる資料を添付して下さい。
- ※ 多数のコピーとなりご迷惑をおかけします。短期間で迅速に審査を行うためにご協力ください。
- ※ 提出書類や追加説明資料は、審査のためにのみ使用いたします。提出された書類は返却いたしません。
- ※ 応募書類に著しい不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。

(3) 提出先

一般財団法人南西地域産業活性化センター 調査第一部 担当：西野、具志堅、緑川
〒900-015 沖縄県那覇市久茂地3-15-9 アルテビルディング那覇2F

※ 郵送の場合は、封筒に「島しょ型環境システム海外展開推進事業」と朱書きしてください。

(4) 公募に係る問い合わせについて

公募に係る問い合わせについては、下記の期間で受け付けます。

問い合わせ受付期限：平成26年5月23日（金） 17時まで

一般財団法人南西地域産業活性化センター 調査第一部 担当：西野、具志堅、緑川

FAX：098-869-0661、 E-mail：nishino-m@niac.or.jp

※ 審査の経過等、審査に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。

2. 採択審査

(1) 審査方法

審査については、本事業で設置する審査委員会において行い、総合評価により優れた提案者を補助事業者として選定します。

補助事業の選定過程については非公開ですので予めご了承下さい。

(2) 審査基準

本事業に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- 1) 事業等の目的が本補助事業の意図と合致していること。
- 2) 事業等の方法、内容等が優れていること。
- 3) 実現可能なスケジュールになっていること。
- 4) 沖縄県の環境関連分野（廃棄物や水処理、新エネルギー生産等）の海外展開が期待できること
- 5) 沖縄県の産業振興に対する波及効果が期待できること
- 6) 当該事業を実施する体制が整っていること。（委託、共同研究相手先等を含む。）
- 7) 当該事業に必要なノウハウ、技術等を有していること。
- 8) 当該事業を遂行するために必要となる経営基盤を有していること。
- 9) 当該事業を遂行するために強い意欲をもって参加すること。

(3) 留意事項

- 1) 採択条件として、提案書における事業の計画や体制、積算内容について、一部見直しをお願いすることがあります。
- 2) 当財団と選定された提案者との間で補助に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて採択することとします。
- 3) 提案されたいずれの内容も妥当でないと審査委員会にて判断された場合、再公募することがあります。
- 4) 提案が多数となった場合は、書面による審査を行うことがあります。

IV. その他

1. 本公募に係るスケジュール

- 5月14日(水) 公募開始
- 5月20日(火) 公募説明会
- 5月23日(金) 問合わせ受付期限
- 5月30日(金) 公募〆切
- 6月上旬 審査委員会
- 6月中旬 採択に係る通知、交付申請、交付決定

2. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、本事業および公募に係る内容、申請に係る手続き、各種書類等について概説しますので、応募を予定される方はご出席下さい。説明会は日本語で行います。説明会への出席は義務ではありません。なお、会場の都合により一法人あたり2名までの出席とさせていただきます。

5月19日(金)までにFAXまたは電子メールにて参加意志のご連絡をお願いします。

(P6「Ⅲ.1.(4)」記載の連絡先あて)

説明会の日時：平成26年5月20日(火) 14時～15時

説明会の場所：沖縄県那覇市久茂地3-15-9 アルテビルディング那覇2階 大会議室

説明会に参加する際はホームページから公募要領等の関連資料をダウンロードし、印刷して持参して下さい。関連資料の配付は原則として行わない予定です。

3. 秘密の保持

提案書は本事業の補助採択の選考にのみ用い、厳重に管理します。なお、取得した個人情報については、補助採択の選考に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

4. その他の留意事項

- (1) 当財団は公募や審査等選定手続きの運営を行い審査結果のとりまとめと報告を沖縄県におこない、その報告に基づき補助事業者を決定するものである。
- (2) 本補助金の活用には、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(平成14年改正法律152号)及び島しょ型環境システム海外展開推進事業補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- (3) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 本事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただきますのでよろしくお願い致します。
- (5) 本事業期間および終了後の検査等において、本事業の実施に関し、経費の虚偽申告および過大請求等による不正受給、又は事業における成果等のねつ造、改ざんおよび盗用といった不正行為等が発見された場合、沖縄県は補助事業者に対し、補助の一部もしくは全部の返還、新規契約の停止、補助事業者名および不正内容の公表、刑事告訴等の措置をとる場合があります。
- (6) 本事業（補助事業）の実施において、沖縄県及び当財団は戦略的且つ効果的な事業の推進や事業化に向けた効率的な展開、適正な補助事業の実施を図るため、外部有識者からなる委員会による助言・指導や事業成果の評価、委員会及びアドバイザーの助言・指導に基づく効果的なコーディネート、事業全体の進捗管理や成果の取りまとめ等を実施します。この補助金を活用するにあたっては、委員会及びアドバイザーの助言・指導や当財団のコーディネートに基づき、適切且つ効果的に研究開発を推進していただく必要があります。